

令和4年度

仙台市受動喫煙防止対策 個別相談会

令和2年4月1日から改正健康増進法の施行により、飲食店や事業者のみなさんに受動喫煙防止対策に関する義務が生じることになりました。みなさまにおかれましては、受動喫煙防止対策についてお悩みのことではないでしょうか。

本相談会では、改正健康増進法の内容について紹介するとともに、受動喫煙防止対策に関する各種質問・相談を受付いたします。

対象 飲食店を営んでいる方、飲食店が入る建物の所有者または管理者の方

日時・会場

日時		会場	定員
6月22日（水）	9:00～12:00 及び 13:00～17:00 (1組30分予定)	仙台市役所本庁舎 5階第1会議室	各日 14名
6月29日（水）			
7月 5日（火）			
7月13日（水）			

※各相談会の実施時間帯は下表のとおりです。

開催時間	午前	① 9:00～9:30	② 9:30～10:00	③ 10:00～10:30
		④ 10:30～11:00	⑤ 11:00～11:30	⑥ 11:30～12:00
午後	⑦ 13:00～13:30	⑧ 13:30～14:00	⑨ 14:00～14:30	
	⑩ 14:30～15:00	⑪ 15:00～15:30	⑫ 15:30～16:00	
	⑬ 16:00～16:30	⑭ 16:30～17:00		

相談会内容

- 改正健康増進法における受動喫煙防止対策についての内容説明
- 質問・相談受付

⇒ **参加方法は裏面へ**